

参考資料

1. 都市計画マスタープランの策定体制

(1) 策定体制

「本庄市都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、「本庄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定庁内検討委員会」を組織しました。また、「本庄市都市計画審議会」においてご意見を頂き、計画内容等に関する検討及び総合的な調整を行いました。

■本庄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定庁内検討委員会設置規程（設置）

第1条 本庄市都市計画マスタープラン及び本庄市立地適正化計画（以下「計画」という。）を改定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 計画の改定に係る準備、検討及び調整に関すること。
- （2） その他計画の改定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、都市整備部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和4年3月31日訓令第12号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

企画財政部企画課長 企画財政部広報課長 市民生活部危機管理課長 市民生活部支所総務課長 経済環境部環境推進課長 経済環境部商工観 光課長 経済環境部農政課長 経済環境部産業開発室長 都市整備部道 路管理課長 都市整備部道路整備課長 都市整備部都市計画課長 都市 整備部市街地整備室長 教育委員会文化財保護課長
--

■本庄市都市計画審議会委員名簿

役職名	氏名	選任区分	区分
会 長	尾崎 晴男	識見を有する者	第1項第1号委員
職務代理者	岩崎 信裕	市内に住所を有する者	第2項第2号委員
	深田 栄一	識見を有する者	第1項第1号委員
	松本 昇司	識見を有する者	第1項第1号委員
	真下 敏明	識見を有する者	第1項第1号委員
	田端 講一	識見を有する者	第1項第1号委員
	谷田 裕之	市議会の議員	第1項第2号委員
	小賀野 健司	市議会の議員	第1項第2号委員
	山田 康博	市議会の議員	第1項第2号委員
	柿沼 綾子	市議会の議員	第1項第2号委員
	小林 猛	市議会の議員	第1項第2号委員
	阿部 俊彦	関係行政機関又は埼玉県職員	第2項第1号委員
	木村 和正	関係行政機関又は埼玉県職員	第2項第1号委員
	川崎 玉美	市内に住所を有する者	第2項第2号委員
	久保田 克巳	市内に住所を有する者	第2項第2号委員

(敬称略)

2. 都市計画マスタープランの検討・策定の経緯

■経緯

開催日等	開催会議等	主な協議項目等
令和4年2月16日	第1回 庁内検討委員会	- 計画の位置づけと改定の進め方について - 意向調査について
令和4年6月30日	第2回 庁内検討委員会	- 計画の位置づけと改定の進め方について - 都市の現況と課題について - 都市構造評価からみた本庄市のSWOT分析について
令和4年7月26日	第1回 自治会役員座談会	- 都市計画マスタープランの内容について - 本庄市の概況とまちづくりの課題について - 本庄市全体・各地域の現況や将来像について
令和4年7月29日	第1回 都市計画審議会	- 計画の位置づけと改定の進め方について - 市民意向調査の概要について - 都市の現況と課題について - 都市構造評価からみた本庄市のSWOT分析について
令和4年10月12日	第3回 庁内検討委員会	- 現行都市計画マスタープランの検証について - 戦略的施策（短期）の評価について - 全体構想（案）について
令和4年10月13日	第2回 自治会役員座談会	- 第1回座談会の討議結果について - 自治会活動とまちづくりについて
令和4年11月18日 ～12月2日	第2回 都市計画審議会（書面 会議）	都市計画マスタープラン（素案）について
令和4年12月26日	第4回 庁内検討委員会	都市計画マスタープラン（素案）について
令和5年1月6日	第3回 都市計画審議会	都市計画マスタープラン（素案）について
令和5年1月19日 ～2月17日	パブリックコメント	都市計画マスタープラン（案）に対する意見の募集

■市民アンケートの実施状況

項 目	内 容
①調査対象	満 16 歳以上の市民
②調査票の配布数	3,500 通
③抽出方法	無作為抽出
④調査時期	令和 4 年 3 月～5 月
⑤調査票回収数	1,268 通（回収率 36.2%）

■中学生アンケートの実施状況

項 目	内 容
①調査対象	市立中学校に在籍する 3 年生全員
②調査票の配布数	580 通
③調査時期	令和 4 年 4 月～5 月
④調査票回収数	499 通（回収率 86.0%）

■事業所アンケートの実施状況

項 目	内 容
①調査対象	市内で事業を行っている事業所
②調査票の配布数	200 社
③抽出方法	本庄商工会議所及び児玉商工会の各会員名簿より、無作為抽出
④調査時期	令和 4 年 3 月～5 月
⑤調査票回収数	98 通（回収率 49.0%）

■パブリックコメントの実施状況

項 目	内 容
①実施時期	令和5年1月19日から令和5年2月17日まで
②閲覧場所	・都市計画課 ・支所総務課（アスピアこだま2階） ・市民活動推進課（はにぼんプラザ1階） ・図書館（本館・児玉分館） ・市ホームページ
③意見提出方法	郵送、持参、電子メール、ファックス
④意見提出者	0人

3. 用語解説

あ 行 -----

I o T（アイオーティー）【Internet of Things】

あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術。

I C T（アイシーティー）【Information and Communication Technology】

情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

アクセス

その場所に接近すること。また、交通の便。道路の場合、入り口への連絡道路や取り付け道路のこと。アクセス道路は幹線道路や駅前広場、大規模な開発地等に連絡する道路。

インフラ【Infrastructure】

インフラストラクチャーの略称。道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。

ウォークブルなまちづくり

多様な人々が集い、交流する、居心地よく歩きたくなるまちなかを創出する取組。

エコタウン

一般的には、経済産業省及び環境省によって 1997 年度に創設された環境・リサイクル産業育成と地域振興を結びつけ、環境調和型のまちづくりを目指す事業。本市においては、本庄市環境宣言に基づく市民・事業者・市が一体となった持続可能で環境に配慮したまちづくり。

S D G s（エス・ディー・ジーズ）【Sustainable Development Goals】

2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するための持続可能な開発目標。

N P O（エヌピーオー）【Non Profit Organization】

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人（N P O 法人）」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。

延焼遮断帯

道路や河川、鉄道、公園等、市街地の火災の延焼を防止する空間。

オープンスペース

常時自由又は立ち入り制限はあるが、空間的に開放的な地表面及びその付近に広がりを持つ場所。具体的には、公園・広場・河川など建物によって覆われていない土地の総称をいう。都市計画法の用語として「公共空地」という言い方がある。

か 行-----

開発許可

都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分した目的を担保すること、都市計画区域内の開発行為について公共施設や排水設備などの必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保すること、この二つの役割を果たす目的で創設された制度のこと。

開発行為

都市計画法上の規定では、建物等の建築のために土地の区画や形質を変更することを指す。具体的には道路や水路の新設、改廃や土地の盛土、切土などを行うこと。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

環境共生（都市）

環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創設を図った都市環境を有する都市。国土交通省では、具体的な方向性として、水循環型都市、自然と共生するための緑の充実、省エネ・リサイクルなどを備えた都市を想定している。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路。

狭あい道路

法律上の定義はないが、一般的には幅員 4m 未満の道路を指す。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。ここでは、まちづくりを市民・事業者・行政等の多様な主体が協力して進めることを指す。

局地的大雨

道路冠水や家屋の浸水被害をもたらす予測が困難な局地的で短時間の強い雨のこと。

区域区分

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

国指定史跡

貝塚や集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち、歴史・学術上価値が高く、国によって指定されたもの。

グリーンインフラ【Green Infrastructure】

グリーン・インフラストラクチャーの略称。緑が有する多様な機能を活用し、持続可能な地域づくりを支える社会基盤のこと。

建築協定

地域住民の合意に基づき、地域の特性に応じて建築基準法の定める基準よりもより細かな基準を決めることのできる制度。

公共下水道

都市計画決定によって整備される都市施設の一つで、主に市街地の家庭雑排水や工場排水による河川・海の汚濁を抑制するための排水・浄化処理施設。市街地の人口分布状況などから計画区域が設定され、事業認可が下りた箇所（公共下水道認可区域）から事業が開始される。

交通結節機能

自由通路や駅前広場等が果たす機能で、鉄道やバス、自転車等の異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ機能。

公民連携

公共施設等の建設や維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の知識や技術、資金等を活用し、資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

高齢社会

人口構成に占める高齢者の割合の高い社会。国連の定義では 65 歳以上の高齢者の人口に占める割合が 7 %を超えた社会を高齢化社会といい、日本は 1970 年代から高齢化社会に入った。14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会という。

コミュニティ

集落・都市など共通の生活様式を持つ社会集団。地域社会。

さ 行-----

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーのこと。一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、石油等に代わるクリーンなエネルギーとして期待されている。

サイン

目印・表示・標識などをいうが、特に、不特定多数の利用者を対象にして公共機関が設置し、日常の社会生活のなかで主として行動の指標となる情報を伝えるものとして「公的サイン」がある。

産・学・公・地域

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、公共団体（国・地方自治体）、地域（地域住民・NPO）の四者。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可されることとなっている。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。市街化調整区域では、農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的な開発などを除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域は定めないこととされている。

自転車通行空間

自動車と自転車、歩行者を分離した自転車が走りやすい空間。

シャトルバス

特定の目的地を利用する乗客を効率的に輸送するため、短い間隔で運行するバスのこと。本市では、はにぽんシャトルを運行している。

集約型都市構造

中心市街地及び鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造。

循環型都市

持続的発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会システム（循環型社会）を基本とする都市。

親水

水辺と人とが関わり合うこと。近年、水辺に求められる機能として、治水、利水等の各機能と並んで親水機能がある。水辺の持つレクリエーション機能や心理的満足機能、空間機能、防災機能などを併せた機能が考えられている。

水源涵養

森林の土壌が持つ降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、川の流量を安定させる機能。

生活交通

通勤、通学、通院、買物などの市民の日常生活に必要不可欠な交通。

ゼロカーボンシティ

2050 年までに CO₂(二酸化炭素)排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

線引き（都市計画区域）

都市計画法に定める区域区分のことを指し、区域区分が行われている都市計画区域のことを線引き都市計画区域という。区域区分とは、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定める市街化区域と市街化調整区域との区分。

相続登記

不動産の所有者が死亡した場合に、その不動産の登記名義を被相続人（亡くなった方）から相続人へ変更をすること。相続登記の促進により、空き家所有者を把握し対策を講じやすくなる。

た 行-----

段丘斜面林

河岸段丘の斜面の樹林地。本市においては、元小山川と段丘斜面林の一体景観をまちの景観を構成する線的な要素として位置づけている。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態や公共施設の配置などからみて、区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、地区居住者の意向を反映して定める計画。

地区公園・近隣公園・街区公園

住民の生活行動圏域によって配置する比較的小規模な公園（住区基幹公園）の種類。それぞれの誘致距離と1か所当たりの面積の標準は、地区公園：1km・4ha、近隣公園：500m・2ha、街区公園：250m・0.25haとされている。

調整池

住宅や工業団地など開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設であり、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの。

低未利用土地

建築物が建てられるなど、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地。

デマンドバス

利用者の事前予約に基づき、経路やスケジュールを予約内容に合わせて運行するバス。本市では、はにぼん号・もといずみ号を運行している。

都市機能

都市における社会的・経済的・政治的活動の仕組み、働きのこと。都市機能は、商業、工業、金融、交通、政治、文化、教育、厚生等に分かれ、これらの中心にあることが都市の機能とされる。

都市機能増進施設

居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与するもの。立地適正化計画で設定する都市機能誘導区域において立地を誘導すべき施設として定める。

都市基盤施設

道路、鉄道、公園、上下水道、河川などの都市の骨格を形成する都市施設を指す。

都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定することとされており、都道府県が指定する。

都市計画決定

都市計画を一定の法的手続により、計画内容の決定をすること。これにより法定都市計画として位置づけられ、事業化が図られる。一般的に都道府県が定めるものと、市町村が定めるものとに分かれる。

都市計画道路

都市施設のうち、都市計画によって定められた道路を指す。

都市景観

都市は、建物、道路、橋、水、緑など様々な要素から成り立っており、また、人々の活動の場となっている。都市景観とは、このような外部空間の見え方であるとともに、多くの人々が視覚的に共有する空間。

都市公園・緑地

都市計画区域内において設置する公園、緑地。

都市施設

都市施設には、道路・都市高速鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地などがある。

土地区画整理事業

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させるとともに、宅地を整形化して利用増進を図ることを目的とした事業。

な 行-----

内水・外水氾濫

内水氾濫は、河川へ排水する下水路等の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できずに引き起こされる氾濫。外水氾濫は、河川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって河川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水。

農業集落排水

農業振興地域における農業用排水の水質保全や機能維持を図ることを目的として、同地域内の農業集落地で実施する汚水処理事業のこと。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域で、都道府県知事が指定した区域。「農振地域」と略称される。

は 行-----

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

バリアフリー

バリアとは障壁であり、障害者等の存在や行動を差別したり、妨害するものを意味する。バリアフリーとは、都市環境・建築物等の物理的なバリア、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的なバリア、そして社会的な制度におけるバリア等を全て取り除くという考え方。

非線引き（都市計画区域）

区域区分が行われていない都市計画区域。

ビッグデータ

人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。近年は、これらのビッグデータを収集、蓄積、分析することで、さまざまな成果を生み出している。

防火地域・準防火地域

都市計画で定めることのできる地域地区の一つで、商業施設が集積する地区等において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定する。

ま 行 -----

Ma a S（マース）【Mobility as a Service】

複数の交通手段を利用する際の移動ルートを最適化し、予約・運賃の支払いを一括で行えるサービス。

マンホールトイレシステム

災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け使用するトイレ等、災害時のトイレを確保するシステム。

道の駅

安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供や地域の賑わい創出を目的とした施設。24 時間無料で利用できる駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報・観光情報・緊急医療情報などの「情報提供機能」、文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設で地域と交流を図る「地域連携機能」を備える。

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

や 行 -----

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地。

ユニバーサルデザイン

空間や道具等をデザインするにあたって、障害者や高齢者のための特別なデザインを考えるのではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすいデザインを考案すること。

用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。

ら 行-----

ライフステージ

人の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階。

流域下水道

河川流域内の2市町村以上にわたる区域から発生する下水を行政界にとらわれず効率的に集め、公共用水域に安全に処理して放流する施設。

緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。